

低入札価格調査制度の改正に関する注意事項

令和4年4月1日以降に入札公告を行う全ての建設工事に、低入札価格調査制度を適用しております。入札に参加する際の注意事項は以下のとおりです。

【参加申請時】

原則として全ての工事で様式3号「4 主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否」の提出が必要です。

○専任を要しない主任技術者を配置する工事の取扱い

発注概要書に次のような注釈がある場合は、**様式3号のうち「4 主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否」のページのみ**提出してください。

工事別発注概要書		
B. 入札関係書類提出方法等		(工事番号:)
入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 の 提 出 等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)	○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 前 ○ 時 から ○ 年 ○ 月 ○ 日 () 午 後 ○ 時 まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式1号) イ 建設業許可通知書の写し(県外業者のみ) ウ 直近の総合評定値通知書の写し エ 同種工事の施工実績及びその添付書類 (様式2号) オ 配置予定技術者の資格・工事経歴等及びその添付書類 (様式3号) (注 オは、様式第3号のうち「4 主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否」の用紙を提出すること。)
提出方法・提出先	秋田県電子入札システム 紙入札方式を承認された者は	アの提出不要(提出書類等がアのみ場合は提出を要する。) 秋田県○○地域振興局総務企画部○○課 ○○班へ上記の提出書類等を全て1部持参

【入札時】

全ての工事で費目ごとの金額の入力が必要になりました。

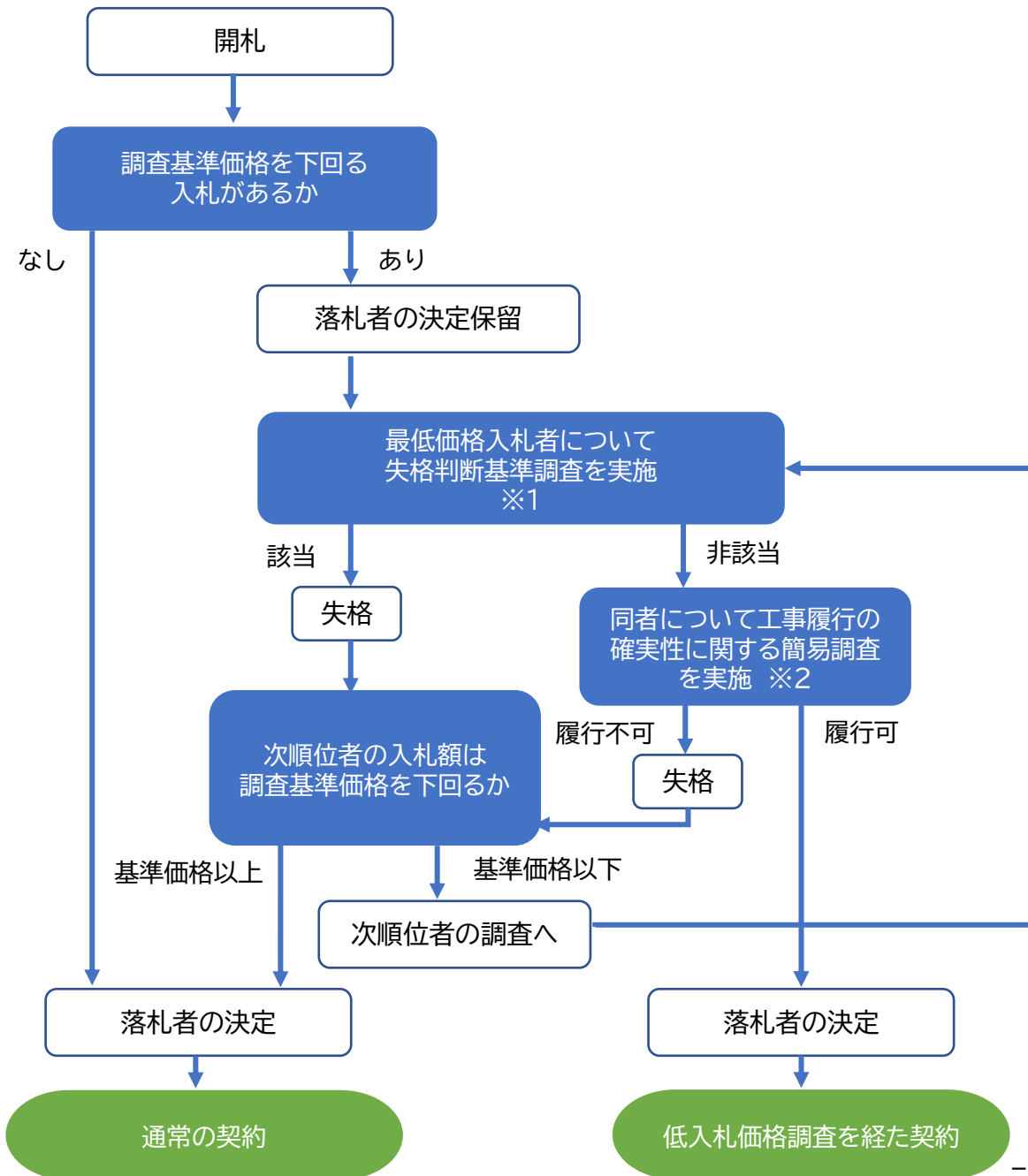
入力方法等、詳しくはこちらをご確認ください↓

http://cals05.pref.akita.lg.jp/bid_price_input_20220509.pdf

※一括計上価格について

建設部発注工事には一括計上価格がないので、「0」と入力してください。

[低入札価格調査制度適用工事の開札の流れ]



※1 入札価格に関する失格判断基準調査

- ・ 下記に該当すると失格となる。

入札価格 < 入札価格の低い10者の平均入札価格 ※1 × 係数 ※2

※1 : 調査基準価格を下回る入札価格は、調査基準価格に置き換える。

※2 : 調査基準価格を下回る入札者数に応じ 0.95~0.99 の範囲内で変動

※2 工事履行の確実性に関する簡易調査

- ・ 電子入札システムに入力された入札金額の内訳金額により、以下を確認。

①入札価格における純工事費 ≥ 県積算の純工事費 × 0.8 × 係数

②入札価格における現場管理費 ≥ 県積算の現場管理費 × 0.8 × 係数

※係数は、調査基準価格を下回る入札者数に応じ 0.95~0.99 の範囲内で変動

- ・ 技術者の増員配置の可否について、様式第3号4「主任技術者又は監理技術者の増員配置の可否」により確認。

※提出がない場合は「否」とみなす。

[低入札価格調査を経て契約する場合の対応]

- 履行保証割合の引き上げ 1割 → 3割
- 前払金額の引き下げ 4割 → 2割
- 技術者の増員配置（JVの場合は代表者のみ増員配置）

※専任配置を要する工事は専任の技術者を増員配置

それ以外の工事は専任を要しない技術者の増員配置

※増員配置する技術者は、発注概要書で定める配置予定技術者と同等以上の

資格を有すること（同種工事の施工経歴を除く）

- 工事監督における段階確認の重点実施
- 低入札受注の繰り返しに対する一定期間の指名差し控え措置

- ・ 1回目の低入札受注の翌月10日から 6月間の警告期間

- ・ 警告期間中に再度の低入札受注が発生した場合、2月間の指名差し控え

※指名差し控え期間中は、県の入札に参加できない

※短期間で頻繁に低入札受注を行った場合、警告を発することなく指名差し控え